

広島県告示第百四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十二年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援の種類の医療	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の名	指定年月日
おひさまこどもクリニック	福山市御幸町森脇四二六番一	精神通院医療	小児神経内科	高橋 康太	平成二十二年二月一日
たなべ小児科	廿日市市平良山手一一一	精神通院医療	小児科	田辺 道子	平成二十二年二月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
(有)マエダ方術薬局	呉市西辰川二一一一七	精神通院医療	平成二十二年二月一日
ミント薬局	福山市南蔵王町五丁目二番三四号	精神通院医療	平成二十二年二月一日
キューピー堂薬局	福山市西町三丁目二二二〇	精神通院医療	平成二十二年二月一日
スモモ薬局	福山市御門町三十八八	精神通院医療	平成二十二年二月一日
くまのみ薬局	福山市御幸町森脇四二六番九	精神通院医療	平成二十二年二月一日
ますだ薬局	東広島市黒瀬町檜原二四三番地九	精神通院医療	平成二十二年二月一日